

障害の区分	障害の級別(上記3(1)のアの場合)	障害の級別(上記3(1)のア以外の場合)
視覚障害	2級の3、2級の4、3級の3及び3級の4 (H30.6.30以前に障がいの認定を受けられた方は、2級の2及び3級の2)	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障害	3級	3級
上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から4級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変による運動機能障害(上肢機能)	1級及び2級	1級及び2級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能)	1級から6級までの各級	1級から4級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	1級及び3級
小腸機能障害	1級及び3級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級